

芸術・文化活動の振興を目的と  
した補助制度がスタートしました。

令和6年度

地域文化振興補助金 募集要項

延岡市

<応募書類の提出期限>

補助金の申請を開始いたします。

★申請期限は令和6年6月28日(金)まで

※必要な書類が揃っているかを確認しますので、下記の提出先に持参してください。

提出する際は、事前に提出する日時をご連絡ください。

受付は平日のみとなります。



<応募書類等の提出先及びお問合せ先>

★延岡市 商工観光文化部 歴史・文化都市推進課(延岡城・内藤記念博物館内)

〒882-0811 延岡市天神小路255-2

TEL:0982-20-3335 (8時30分~17時15分)

FAX:0982-20-3235

E-MAIL:[rekishi@city.nobeoka.miyazaki.jp](mailto:rekishi@city.nobeoka.miyazaki.jp)

ホームページ URL:

<https://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/soshiki/93/34201.html>



ホームページ QR

ホームページの検索ワード: 延岡市 地域文化振興補助金 募集要項

★申請書類に不備がある場合や補助対象事業に該当しない場合は、申請書の受付が出来ませんので、事前相談や早めの提出をお願いします。

## ◆1. 補助の対象者

以下の項目に全て該当する団体または個人が申請できる対象です。

- ①市内に活動拠点及び事務局等を有する
- ②会員の半数以上が延岡市の住民
- ③代表者に市税等の滞納がない
- ④暴力団・暴力団員・暴力団関係者でない

## ◆2. 補助の対象事業

広く市民の方々や市外・県外の方も呼び込める事業で、以下の文化事業に該当するものが対象です。ただし、年度内は1つの団体または個人につき、1つの事業のみ申請できます。

- ①文化及び芸術活動の成果を展示・発表する事業
  - ②芸術家や実演団体を招いて音楽・演劇を鑑賞し、又は優れた芸術作品を鑑賞する事業
  - ③他国や他地域との相互理解を深めることを目的とする、文化及び芸術の交流事業
- ※団体内部の発表会等は対象外

以上に該当する場合でも、次に掲げる事業には、補助金は交付できません。

- ・営利を目的として実施されるもの
- ・政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- ・公共安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
- ・活動の効果及び利益が特定の個人、団体等に限られるもの
- ・広く一般に広報や募集をしていない発表会や講演会等であるもの
- ・その他補助金を交付することが公益上適当でないとして市長が認めるもの

**★当補助金は応募期限（7月）以降に行う事業が対象となります。  
また、令和7年3月31日（月）までに事業を終える必要があります。**

## ◆3. 補助金額の上限

いずれの事業も補助金額の上限は 30万円

ただし、補助金額は総事業費（支出合計の額）から、外部収入（入場料や協賛金など）を差し引いた額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）または、補助金額の上限30万円のうち低い金額を上限とする。

## ◆4. 補助率について

補助率は、「◆2. 補助の対象事業」にある①～③の事業について、いずれも補助対象経費の50%以内の額とする。

ただし、

- (1)補助の対象事業①～③で、市の施策として重要なテーマに沿った事業（◆5.に記載）については、補助対象経費の100%以内の額とします。
- (2)補助の対象事業①～③で、10年以上継続する、10年単位の記念事業は、補助対象経費の80%以内の額とします。

※補助金額は、検討会議の選考（◆7.に記載）により減額となる場合があります。

## ◆5. 市の施策として重要なテーマに沿った事業

「◆4. 補助率について」の(1)に該当するためには、以下のいずれかの事業である必要があります。

- ①西南の役後150年にちなんだ事業
- ②若山牧水生誕140周年にちなんだ事業
- ③ドイツ・台湾との交流にちなんだ事業
- ④国スポ・障スポ開催の機運醸成につながる事業

## ◆6. スケジュール(予定)

おおまかな事業の流れは次のとおりです。

事業の募集



申請書の提出 ※提出期限：令和6年6月28日(金)



検討会議(申請者のプレゼンテーション・書類審査) ※7月中旬～8月上旬  
(対象事業の選考は外部有識者を含む検討会議で行います。)



選考結果の通知・発表 ※8月中旬



事業実施 ※7月～3月31日(月)まで



実施報告 ※事業終了後30日以内又は事業年度の3月31日までの  
いずれか早い日まで



補助金の交付 ※実施報告に基づき金額を確定します  
(補助金額の一部は必要と認められた場合は概算払いをすることができます。)

## ◆7. 対象事業の選考

<対象事業の選考は外部有識者を含む検討会議で行います>

★申請者には、検討会議において5～10分程度、事業内容を説明するプレゼンテーションを行っていただきます。検討会議は「6. スケジュール」の予定時期内の平日(土・日・祝日以外)に実施いたします。

※検討会議の日程は、申請受付の後、代表者に連絡いたします。

検討会議では、プレゼンテーションの内容や申請書類を厳正に審査し、選考する事業及び補助金額を検討いたします。

<選考結果の通知>

選考の結果は提出していただく「④申請団体概要書」の代表者住所宛て通知をいたします。

検討会議の結果に応じて、補助金額が減額になる場合があります。

## ◆8. 申請時に提出する書類

事業の申請をするときは、次の書類が必要となります。

- ① 補助金交付申請書(規則様式第1号)
- ② 事業計画書(要綱別記第1号様式)
- ③ 収支予算書(要綱別記第2号様式)
- ④ 申請団体等概要書(要綱別記第3号様式)
- ⑤ 同意書(要綱別記第4号様式)
- ⑥ 確認書(要綱別記第5号様式)
- ⑦ その他事務局(歴史・文化都市推進課)から指示のあった書類

※◎収支予算書の作成にあたっての注意

(1) 費目ごとに、算出根拠(内訳)等をできるだけ詳しく記入してください。

(2) 根拠となる資料(見積書等)を提出してください。特に、「報償費、旅費交通費、印刷製本費、広告費、使用料・賃借料、備品購入費」については、できる限り見積書の提出をお願いいたします。また、講師・出演者について決定している場合は、プロフィール等を添付してください。

※上記の様式は市のホームページよりダウンロードしてご提出ください。

ホームページの検索ワード: 延岡市 地域文化振興補助金 募集要項



## ◆9. 必要に応じて提出する書類

補助決定後に事業計画内容に変更がある場合

- ① 補助事業中止・変更承認申請書

※上記の様式は市のホームページよりダウンロードしてご提出ください。

## ◆10. 実施報告で提出する書類

事業終了後30日以内又は事業年度の3月31日までのいずれか早い日までに実施報告をしてください。実施報告には、次の書類が必要となります。

- ① 補助事業実績報告書(規則様式第5号)
- ② 事業報告書(要綱別記第6号様式)
- ③ 収支計算書(要綱別記第7号様式)
- ④ 領収書等 ★支出の確認を領収書等で行います。  
対象経費の領収書は必ず保管しておくようにしてください。
- ⑤ 事業の実施を証するもの(写真など)
- ⑥ その他事務局(歴史・文化都市推進課)から指示のあった書類

※上記の様式は市のホームページよりダウンロードしてご提出ください。

## ◆ 11. 補助対象経費について

補助の対象となる経費は、補助対象事業に必要な経費のうち、以下のものとします。

補助対象経費の区分	補助対象経費
旅費	出演者・講師等の旅費（ただし、補助事業者及びその会員に対するものは除く。）
使用料・賃借料	補助対象事業で使用する施設使用料、物品の賃借料、自動車借上料等
謝金	出演者及び講師に対する謝金（ただし、補助事業者及びその会員に対する各種手当、人件費及び労務に係る対価を除く。）
消耗品費	補助対象事業を行うために必要な物品であって、備品（1品の取得価格が10,000円以上のもの）に属さないものの購入に要する経費
印刷製本費	補助対象事業で使用するパンフレット、チラシ、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
通信運搬費	補助対象事業を行うために必要な郵送料等
委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費
その他諸経費	補助対象事業を行うために必要な登録料、講演会等における通訳料、翻訳料、損害保険料、用具のクリーニング代、新聞広告費用などのうち、市長が特に必要かつ適当と認めた経費

ただし、上記の内容のものであっても次に掲げるものは、補助対象経費とはなりません。

- ・補助事業者及びその会員、関係者、関係団体等に対する食糧費、懇親会費、見舞金等の交際費その他これらに類する経費
- ・★支出が領収書等で確認できない経費（※ご注意ください）
- ・その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくないと市長が認める経費

※この補助金の担当課は市役所の歴史・文化都市推進課です。

提出する書類や内容についてご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

【歴史・文化都市推進課】 電話0982-20-3335 担当：太田尾・熊谷

別記（第6条関係）  
規則様式第1号

年 月 日

補助金等交付申請書

延岡市長 様

住 所

団 体 名

氏 名

次の事業について補助金等の交付を受けたいので、延岡市補助金等の交付に関する規則第3条第1項の規定に基づいて申請します。

記

1 事業の名称

2 補助金等交付申請額 円

3 事業の目的及び内容 別紙事業計画書のとおり

4 事業の時期又は完了予定日 年 月 日～ 年 月 日

5 事業に要する経費 円  
(うち補助対象経費) ( 円)

<添付書類>

1. 事業計画書
2. 収支予算書
3. 会員名簿

令和〇年▲▲月◆◆日

補助金等交付申請書

延岡市長 様

住 所 延岡市〇〇町〇〇-〇

団 体 名 延岡〇〇会

押印不要

氏 名 会長 延岡 太郎

次の事業について補助金等の交付を受けたいので、延岡市補助金等の交に関する規則第3条第1項の規定に基づいて申請します。

記

1 事業の名称 〇〇音楽祭開催事業

2 補助金等交付申請額 300,000 円

3 事業の目的及び内容 別紙事業計画書のとおり

準備、支払い、書類整理まで含めた期間です。収支予算書と期間を合わせてください。

4 事業の時期又は完了予定日 令和××年11月1日～令和××年2月28日

収支予算書と金額を合わせてください。

5 事業に要する経費 (うち補助対象経費) ( 700,000 円 )

総事業費から対象外経費をのぞいた額です。市役所で書類を確認し、変更になる場合がありますので、空欄で提出ください。

<添付書類>

- 1. 事業計画書
- 2. 収支予算書
- 3. 会員名簿

別記（第6条関係）

第1号様式

事業計画書（新規事業申請用）

申請団体名： \_\_\_\_\_

事業名			
事業の種類 (○で囲む)	(1) 文化及び芸術活動の成果を展示・発表する事業	市の施策として重要なテーマに沿った事業	
	(2) 芸術家や実演団体を招いて音楽若しくは演劇を広く鑑賞させ、又は優れた芸術作品を鑑賞させる事業		
事業目的	(3) 他国や他地域との相互理解を深めることを目的とする文化及び芸術の交流事業		
	(4) 前3号のいずれかの事業のうち、10年以上継続する事業であって、10年単位の記念として実施するもの		
事業内容	(★目的、必要性を記載して下さい)		
事業実施で期待される効果	(★「いつ」「どこで」「誰が」「誰と」「何を対象に」「どのようにして」「何をする」などを具体的に)		
今後の助成希望	有・無	今後の助成希望期間	年度まで（ 年間）

- ※ 団体の構成員、目的・予算・過去の実績等が分かる資料があれば添付すること。
- ※ 事業内容は具体的に記載すること。また成果品等がある場合は、その活用方法等も記載すること。
- ※ 収益金等が見込まれる場合は、収支予算書の「収入の部」に記載すること。





















